

〒514-0009
津市羽所町545番地
TEL 059-225-4735
E-mail:sankob.tv.ne.jp



2002年12月1日
はがき会報 第42/1号
発行 第一部会
情報文化委員会

8 広告用垂幕	<p>広告幕は、幅1.2メートル以下、長さ15メートル以下であること。なお、建築物の壁面に掲出するものについては、既存の壁面に掲出しているものを含め、壁面面積の2分の1を超えないものであることとし、1張りあたりの大きさは制限しない。</p>
9 電柱街灯柱その他電柱の類に表示する広告物	<p>1 電柱等の面に巻き付け、又は直接描写する広告物は、下端1.5メートル以上、上端3.5メートル以下であること。 2 電柱等に添架する突出広告は、垂直に取付け、大きさは縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下で、電柱等からの突出幅は0.6メートル以下であること。 3 1本の電柱等に表示する広告物の個数は、巻き付け、又は直接描写する広告物は1巻、突出広告は1個であること 4 突き出広告は、原則として道路と反対側に設置するものとする。</p>
10 バス停標識	<p>1 設置場所は、歩車道の区分のある道路歩道上又は歩車道の区分のない道路における待避所等であって交通に支障のない場所であること。 2 規格は、高さ3メートル、幅0.45メートルをそれぞれ超えないこと。 3 広告面は進行車両に対向せず、かつ、車道に面していない面に限定するものとし、表示面積(1面)は0.2平方メートル以下であること。</p>